

令和3年八郎潟町議会第1回臨時会 会議録

令和3年1月12日(火)

- 議長 村井 剛 おはようございます。
ただいまの出席議員は1名欠員の11名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会第1回臨時会は成立いたしました。
ただちに本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。1番 小柳聡君、2番 柳田裕平君を指名いたします。
日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 柳田裕平君の報告を求めます。
- 議会運営委員長 柳田裕平 おはようございます。私から、第1回臨時会の日程・運営等について、審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。
本日午前9時30分から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し委員会が開かれました。
今回の臨時会の議案は、債務不存在確認請求事件に対する反訴についてと、令和2年度八郎潟町一般会計補正予算(第8号)についての2議案であります。
従って、本委員会では会期を本日1日限りと決定しております。
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願い申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 村井 剛 本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日限りと決定して、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
それでは、日程第3、議案第1号 債務不存在確認請求事件に対する反訴についてを上程いたします。
提案理由の説明を求めます。
- 町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要について、ご説明申し上げます。
配布資料の1ページをご覧ください。
議案第1号 債務不存在確認請求事件に対する反訴について
現在、町は八郎潟保全会から、令和2年 第3号 債務不存在確認請求事件として訴えられ、原告を八郎潟保全会、被告を八郎潟町として係争中ではありますが、町が裁判に勝訴したとしても、八郎潟保全会からの訴えを棄却するのみであり、裁判所から請求命令が出ることはありません。
町は、旧八郎潟広域環境保全会の精算されるべき繰越金、総額488万1,258円の損害を被っている状態であり、このたび、支払うべき債務について明確化させるため、本事件について、反訴を提起するものでございます。
ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 議長 村井 剛 これより、議案第1号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
5番 石井議員。
- 5番 石井清人 5番 石井です。私はこの案件については賛成です。職員の皆さんも通常業務がありながら、こういう煩わしい事件に関わらなくてはならなくて大変だと思うけども、よく頑張ってください。お願いします。
それでですね、私は町の主張は通ると思います。この先の話だけでもこの町の主張が通った場合に、広域保全会に請求するんだけど、債務不全というのですねこれが町の主張通れば、その即保全会に請求出来るんだと思うけども、ただ保全会というところに財産、支払うべき財産が残っているのかどうか、これちょっと分からないけども、もし無かったとすれば、やっぱり代表及び副代表とか理事役員の方に連帯して払ってもらおうという、そこまでやるべきだと私は思っておりますので、どうか頑張ってください。以上です。

議長 村井 剛 5番 石井議員、特別な答弁必要とするのですか？

5番 石井清人 いりません。

議長 村井 剛 ないですね。他にありますでしょうか。はい、9番 近藤議員。

9番 近藤美喜雄 資料に大体こう状態把握して来てますけども、ただ分かるようでこう何か確認したいと思うことが2、3ありますのでよろしくお願ひします

石井議員がおっしゃいましたように、私もこのための訴えられた裁判そのものについては、反訴することには賛成であります。当然町から頑張ってもらわなきゃならないと思っております。

ただ、一応我々も保全会を地域で関係している者として、特に真坂の場合はこの広域に関係していた今までの経緯がありますので、分からない点を一つ教えていただきたいと思ひます。

一つは三保全会が返還金を按分したいいわゆる県の考え方を聞きながら、町がこの資料出して説明をして同意をもらった、ここまでは今まで説明していただいております。

それから三者の負担割合についても、返還割合と言ひますかこれについてもいただいております。ただ単純な質問ですけれども、説明したと思ひますがこれ請求書は普段の常識的に考えて、請求書は例えば期限を付けて納付先を付けて出してるものかどうか、もう一回これを確認させていただきたいと思ひます。

それからそれと関連して私は納付先、これについてちょっと今現在もそういう風な申請があるように思ひますけども、広域、今になると広域の組織は無くなっています。

そしてただあるのは通帳です。通帳の方へ入れなさいよということが時間差の関係はちょっと私しっかり分からないですけども、この通帳に入れてくださいという指導しているようですが、これはいわゆる交付金を町が認めて交付金を出す、返還金が発生した場合にも窓口は町、という風なことになってる訳ですから、何故町の方へ納付、返還金を納めてもらって通帳へ納めさせたか、この点を単純ですけれどもこれの一つ説明をしていただきたいと思ひます。

それから二つ目はこれ係争ですから、どうなるか結果は分からないですけども、仮に仮の話で申し訳ありませんが、これは出来れば出来なければそれでいい訳ですけども、仮に示談になるようなことになれば、一日市、真坂、そして夜叉袋の地区の保全会、この負担割合にも影響してくるということになろうかと思ひます。

ですからこの場合は一応そういう風なことまで念頭に置いているものかどうか、これの一つお願ひしたいと思ひます。

三つ目はですね、大変申し訳ございませんが、実は夜叉袋地区はこれ今まで広域で、そして単独で手掛けたようにも思ひます。

ただその後、途絶えてるようにも思ひますけれども、いわゆる夜叉袋地区の農家の方々からすると、全町的に今農地の保全活動をやってる訳ですが、夜叉袋地区がいろんな経緯、今までの経緯からするとちょっとこう休憩していると言ひますか中断していますので、そういう点からすると農家一人一人からすると、何ら被害意識もあるんじゃないかなという感じもします。

そういう風なことでいわゆる事業が純白にやられてないと、こういう風な状況に対して町は夜叉袋地区の農家に対してどういう風な指導をしているのか、ということがちょっと気に掛ります。

係争中ということは大まかには新聞等でもありましたので分かると思ひますが、ただ非常にそれぞれまちまちの議論が飛び交っていますので、やはり町が現在の状況、これはその先まで我々は言う必要ないと思ひますけども、今こういう風なことで一生懸命頑張っているという風なことをやっぱり理解してもらうように、説明会なりをする必要があるんじゃないかなと思ひます。

大まかに言ひますとこの説明会絡みでも、町がやはり夜叉袋地区の農家の方々の意見を聞いて、もし今までの組織がだめなものであるとすれば、正確に認定出来る組織これをやっぱり立ち上げないと、もうかなりの時間差が発生してくるはずですから、これについても説明会並びに新しい組織をどうするのか、この点についてやっぱり対策を講ずる必要があると思ひます。

夜叉袋地区の方の代表が争ってるもんだから当たり前だろうという風なことでもありますが、やっぱり農家一人一人からするとそういう風なところまで意識はいつてないと思うので、やっぱりその指導方をよろしくお願ひしたいと、そういう風な説

明かその他の進め方についてどういう風に考えているかお聞きしたいと思います。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 まず、近藤議員の最初の質問ですけれども、請求書は出したのかということでございますけれども、これは事業充当ということで旧広域保全会が行った事業について支払ったものについて、三地区に事業充当ということで説明しております。

ようするに真坂地区で行ったものについては、真坂地区にその領収書なりをやると、それで事業充当ということにしております。ですので請求書等は発行しておりません。

それから何故広域の通帳に入れたのかということでございますけれども、これにつきましては広域保全会が無くなると、そのことから国の会計検査員、これを念頭に入れております。

無くなった団体の通帳はゼロにする必要があります。そのために一旦全部480万円ですけれども、それを通帳に入れてそこから町の方に返すというような手続きで、これは国・県の確認もいただいております。

議長 村井 剛 はい、千田副町長。

副町長 千田清 二つ目の示談となった場合ですけれども今現在、示談ということは考えておりません。ただ裁判所の方から示談ということになれば、それぞれの団体の出頭、そこら辺を検討して考えたいと思います。以上です。

議長 村井 剛 千田副町長。

副町長 千田清 三つ目の夜叉袋地区の説明会の関係でございますけれども、これについては今まさに二目目の裁判も関係していることです。そしてまた会長さんもおりますので、そこら辺どうなるのかちょっと夜叉袋地区全体の問題ですので、町が今からとやかく言うことは出来ないと思いますので、裁判の末を見守りたいと思います。以上です。

議長 村井 剛 はい、9番 近藤議員。

9番 近藤美喜雄 一番の納付先、いわゆる返還金の納付先の件ですけれども、これは考えようによっては私は通帳にわざわざ入れなくても、町がその窓口としてやってることには変わりはないので、国に返すお金ですから町にそういう風な資料全部ありますから、そういう説明が出来るし、裁判でもしてると思います。

ですから町の方に納付させた方が、いわゆるその通帳に入ったけども、どうしようもないという状態を招かないように、やはり例えば印鑑を無くしたという風なことがあったりしたり、いろんなことが考えられますので、出来ればこれは町が窓口となってしかるべき問題だと思っておりますので、よく検討いただきたいと思っております。以上です。

議長 村井 剛 そうすれば答弁いいですね。他に8番 村井議員。

8番 村井 昇 8番 村井です。町からもらっていた反訴状の文面を見ますと、非常に良く整理されていると私は感じました。これに従わなかった八郎瀧保全会が、そもそもこういう原因が発生したと私は思っています。

こういう原因が起きますと、一番被害を被っているのが皆さんもご承知のとおり受益者だと私は思います。近藤議員も話したとおり、この先がものすごく心配で今年もどこまで事業が行われたか、またいくら掛ったか私達は知る余地もありません。

ましてまだ作業した労働者に対して、お金も払われていないということも聞いてます。どうなるのでしょうか。大変な問題だと私は思っております。

あと2月、3月とわずかな期間しかありませんので、解決するのはもう無理なようなこれから裁判を起こしても無理なような気がします。

非常に3年度のことも心配ですし、またどうなることか近藤議員も今話ししたとおり町から指導、特に3年度の補助金をもらえるように、新しく組織を作らなければならないということになれば、私達も頑張って作りたいと思っておりますし、そこら辺も対応してもらいたいと思います。

この一番最初に書いてある八郎瀧保全会に対しての、請求になる訳ですがもうお金は使ってほとんど無いと思います。無いところから町では裁判して取る方向に向

かう訳ですが、無いところからどのようにして回収する方向でいるものでしょうか。個人に対して回収出来るものでしょうか。そこら辺はまず弁護士からも聞いていますので、もう一回から5回まで口頭弁論もやっているようですので、その中身については私達は全然知りません。

その中身についても、もし分かっている範囲で教えてもらうことは出来るものだったから、教えてもらいたいと思いますし、本当に早く解決してもらわなければ大変な問題だし、これ受益者にとりましては。

そういう意味で町ではそこら辺をどういう風に考えているか聞きたいと思いますので説明よろしくお願ひしたいと思います。いずれにしる反訴状については非常に分かり易く、私は理解しました。

これで払わないのがちょっと不思議なような感じもします。町の意見に従わなかったから、こういう現象が起きたと思います。本人も来てる訳ですが、何故従わなかったのかその文面すらありませんので分かりませんが、いずれ大きな問題です。

以上のことについて、3年度のことについて町もどのように考えているのかそこら付近も教えてもらいたいと思います。以上です。

議長 村井 剛 はい、千田副町長。

副町長 千田清 まず3年度の交付金、2年度の交付金、3年度の交付金についてはこの反訴の件とは全くまた別の問題でございます。従ってそれについてはちょっと置いといて、結局、夜叉袋は旧保全会ですか、の関係で・・・

議長 村井 剛 暫時休憩します。

(休 憩)

(再 開)

議長 村井 剛 それでは会議を再開いたします。当局から答弁の方お願いいたします。千田産業課長。

産業課長 千田浩美 すいません。もう一度簡潔にちょっとお願ひしたいんですけども。質問の趣旨が反訴についてじゃなくて、今の別の裁判のことについて伺っているような感じも見受けられますので、そこちょっともう一度お願ひしたいと思います。

議長 村井 剛 8番 村井議員。

8番 村井 昇 裁判の中身も私達は全然知りませんし、口頭弁論の中身も知りません。どういう形で進めてどういう話が出ているのか、そこら辺まず聞きたいと思います。

また近藤議員も話した訳ですが、3年度の予算をもらう関係と言いますか、それについて町の指導等、そういうのはどういう風に考えているか、そこら辺も聞きたいと思います。まずそういうことです。

議長 村井 剛 いいですか、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 裁判の中身については、以前の議会でもお話ししたと思いますけども、書類の提出で留まっております。我々が裁判官に向かってこうだこうだと言うのは今のところほぼありません。

それから3年度の交付金の話ですけども、これ先程も申しましたけれども、ちょっと別の裁判の話になりますので、それについてはちょっと差し控えたいと思います。

ただ夜叉袋地区の皆さんが被害を被っているというのは、十分把握しております。以上です。

議長 村井 剛 8番 村井議員。いいですか。

8番 村井 昇 まずいいです。

議長 村井 剛 そうすれば2番 柳田議員。

2番 柳田裕平 今のやり取り聞いてて、ちょっと私も一つ感じたのですが、令和3年度の事業がどうなるのかなという事を考えた場合、考えられることは一日市、真坂はそのまま継

続いてやれるが、夜叉袋地区はじゃあどうなるかと、何と去年の後半ストップしたみたいなのですが、どういう形まで考えられるのかその辺ちょっと具体的なことちょっと当局の考えを聞きたいなと思うんだけど、全然考えないのかどうなのか今現在、そこら辺の見通しというか、当局の見通しとか何か考え方を教えてもらいたいなと思います。

議長 村井 剛 はい、千田副町長。

副町長 千田清 何回も申しますけれど、この反訴と関係のないことですので、答弁は控えさせていただきます。あくまでも旧保全会のことでございますので、今回の反訴とは関係ございませんので。

議長 村井 剛 暫時休憩します。

(休 憩)
(再 開)

議長 村井 剛 それでは会議を再開いたします。10番 金議員。

10番 金一義 まず反訴に至るまでの経緯は大体分かりましたけども、その前に資料にありますこの紛争的な問題がどうして出来たかということを考えると、根底にあるね、ということはこちらにありますけども一日市、夜叉袋、真坂地区で構成された八郎瀧広域環境保全会がありました。

地区間の協定期間が平成31年3月で満了となり、再協定が締結されなかったため、この再協定がこの紛争の大きな問題のネックになっていると思いますけども、この再協定が何故締結されなかったのかというのがまず一つの大きな問題だと思います。お金云々となってそれと後、先程も何度かお話しされておりましたけども、結局、この昨年度の7月・8月の保全会の作業代の未収というんですか、支払いが話されております。

その方は女性でしたけども、7月・8月で8万円あると、それ金さん何とかならないもんですか、というような相談は受けてます。

それとこれはこの後の問題ですが、何故このような争いが出たのか、ようするに広域保全会として前提として、馬場目川保全会とかいろんなものがあってこの一つの八郎瀧保全会というものが出来たでしょうけども、それが急にこの時点において三つの団体によるにこのようなシステムでやりますよと、それが何月に八郎瀧保全会の方へ通知されたのか、そこら辺がまずはっきりしないと我々議員としては私だけか分かりませんが、この紛争なるものがようするに根底が何であったのかということを決していかないと、ただ反訴、反訴と言っても反訴の権限というものが、ただ町が訴えられたものに対して勝ったよというだけのものであって、それだっただけで勝訴するものともまた限らないと思います。

ただ反訴するのは賛成、反対と今日そのことでありますけども、ようするに今話したようにここに文章があるような形でその根底が何で、今まで広域で何年かやっていらっしゃった方々が、年月日でようするにこういう形になられたのか、そこら辺まず説明してください。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 まず初めに三地区の協定が壊れたというのは、去年の6月頃でしたか、以前議会でも報告はしておりますけども、一日市地区と真坂地区から広域の協定から離れたいと、ようするに真坂地区については真坂の受益地については真坂で管理して行きたいと、一日市も同じで一日市で管理して行きたい、ということで相談があり去年の6月19日だったと思いますけども、そこで三者呼んで県・土地連も入れて会議を開いております。

一番の大きな問題となったのは、やはり旧広域さんは内部分裂もあったみたいですけども、八郎瀧土地改良区からの同意書が得られないと、そのことが一番大きかったものと思われま。以上です。

10番 金一義 今、当局の方からご説明ありましたけども、去年の6月19日ということ話されました。けども昨年と・・・

産業課長 千田浩美 すいません。一昨年です。訂正します。

10番 金一義 だけでも、これは31年の3月で満了なるということ、その段階で分かっている訳ですね。5年間の期限が、5年間の期限が満了になるということが分かって、一昨年の6月19日云々ということで、真坂、一日市が抜けるというような話がありまして、その間に町当局のリーダーシップというのはどういう形で、ようするにここにある31年の3月31日で満期だよと、5年間の期限が切れますよと、そうするとそれを事前にやっぱり八郎潟広域さんに伝えておいて、実を言うところいう風な分割するような事情があるよと、そういうことを伝えたのか、そこら辺のリーダーシップというのはどうなっておったのか、だから一番大きな問題はここの問題で根底にある係争がなってるんじゃないかということなんです。

ようするに3月過ぎた後で6月というのは3ヶ月も過ぎてますよね。そうするとその段階でじゃ今までやってきたものを、真坂もおら方でやる、一日市もおら方でやるとなれば、やっぱり今までやってきたその母体というのが、今までせば我々やってきたものは何だったのかと、そこら辺の確執がどうなのか我々分かりません。

だけでもそういうのが何かこの文章見ると、根底にあるんじゃないかとだからこのことをどうやってお話しされたのか、やって来て土地改良云々とあるんだけど、そこら辺の町の方の考え方、指導方、ようするに事業繰り越して来てから、いや真坂は真坂でやるよ、夜叉袋は夜叉袋でやるよとこうなって、今までやって来た広域ではとてもやって行かれない、となって来たのかそこら辺のことがちょっと分からない部分なんですよ。

だから一番大きいのはこの係争の争いというのは、これじゃないかなと感じて私はこの文面で見ましたけど、そこら辺の指導対策はどうなっていたのか、それとも一つこの反訴で、もし敗訴した場合どういう考えなのかそこら辺一つ教えてください。

議長 村井 剛 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 指導体制ということでありまして、平成31年ですか3月31日で協定が満了するということは、当然旧広域保全会さんの方にも伝えております。

そして協定を結び直さないといけないということも伝えております。その中で我々もちょっと認定の間違っていた部分もありましたけれども、旧広域さんの方には旧馬場目とそれから夜叉袋で結んでもらいたいということも話しておりましたが、実際は旧馬場目は無くなっており、真坂、一日市、そして夜叉袋その三者での協定を結ぶようお話ししております。それが4月の10日頃だったと思っております。

それでただこの計画の提出ですけれども、これが6月30日までということでしたので、そのことも説明しております。

ですので6月30日までに再協定を結んで、提出してくださいとそのように指導しておりました。以上でございます。

議長 村井 剛 はい、よろしいでしょうか。敗訴した場合の対処、はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 敗訴の場合ですか、敗訴の場合は上告いたします。

議長 村井 剛 他にありませんでしょうか。11番 伊藤議員。

11番 伊藤秋雄 今、金さんも言ったとおりやっぱり保全会の方もそうだけでも、やっぱり職員の認識がちょっと足りなかったんじゃないかと、私達にもいろいろ先日説明がありました。

その中でやっぱり職員の認識、指導が悪かったのではないかなと、そんな気がいたします。

そこで一点だけ申し上げます。いろいろな人が質問しておりますので、そこで一枚目の紙が渡されております。

ここで読み上げます。一日市地区、真坂地区の返還金も未だ八郎潟保全会の会長が旧広域保全会の通帳の印鑑を引き渡していないと、これはどういうことかなと思っております。

そしてまた通帳がどちらの方にあるのか、おそらく町だと思っておりますが、どちらの方にあるのか、記帳しているのかそこら辺ちょっとお伺いします。

議長 村井 剛 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 旧広域保全会の通帳に関しましては、私が保管しております。ただ記帳はして
おりません。印鑑については今のところ引き渡しが出来ない、引き渡しをしてもらえ
てないため、一日市地区と真坂地区から入ったお金が、町に入金出来ないというよう
な状態になっております。

議長 村井 剛 はい、11番 伊藤議員。

11番 伊藤秋雄 通帳は当局が持っている、そして印鑑はまず会長さんが持っている、おそらく
会長が持っていると思います。何故記帳出来ないのですか、もう金融機関止めら
れたんですか。そこら辺ちょっとお願いします。

産業課長 千田浩美 記帳出来ないのではなくて、記帳はしておりませんということです。

11番 伊藤秋雄 何故記帳できないのですか。

産業課長 千田浩美 記帳はしておりません。そのままになってると思っております。

11番 伊藤秋雄 その記帳してないということは、いくら入ってるかも分からない訳ですか。
例えばこれでいくといろいろ書いてあります。真坂の方の保全会、夜叉袋保全会
からはこの位の金が入ってるんだよと書いてありますが、せば入っても入ってなく
ても分からない訳ですか。

産業課長 千田浩美 職員が立ち会いで通帳に入金しておりますので、金額は把握しております。以
上です。

11番 伊藤秋雄 どの位入ってますか。

産業課長 千田浩美 そうですね、大体184万円位だと思ってます。

議長 村井 剛 はい、よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。10番 金議員。

10番 金一義 先程触れましたけども、作業代の7・8月分のその人の話になるんですけども、こ
の場合あくまでもやっぱり町としての考えは、一切作業代の支払いというんです
かこの方々が頂いてないんだと、だからどうしたらいいのでしょうか、というので町の
方にも相談あったみたいなんですけども、その中身というのは我々にも知らせるべ
きではないですか。

議長 村井 剛 はい、千田副町長。

副町長 千田清 ただ今の件についても、反訴とは関係のないことですので省略させていただきます。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。
これにて、議案第1号に対する質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、討論なしと認めます。採決いたします。
日程第3、議案第1号 債務不存在確認請求事件に対する反訴について、原案通
り決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第1号は原案どおり可決されました。
次に、日程第4、議案第2号 令和2年度八郎潟町一般会計補正予算(第8号)に
ついて、を上程いたします。
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 予算書をご覧ください。

議案第2号 令和2年度八郎潟町一般会計補正予算（第8号）について

1ページ、歳入歳出にそれぞれ386万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億6,096万3千円としております。

8・9ページ、歳入には、衛生費国庫補助金に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金382万7千円を、前年度繰越金に3万5千円をそれぞれ追加しております。

次に10・11ページ、歳出は予防費に総額382万7千円を追加しております。

これは、新型コロナウイルスのワクチン接種体制を確保するため、システム改修業務委託料に44万円を、全国統一のワクチン接種券を作成するため、クーポン券作成業務委託料に237万9千円をそれぞれ追加しております。

予防接種委託料76万6千円の追加は医療従事者分のワクチン接種費用であります。

なお、事業の詳細については保健課長から説明があります。

また、ワクチン接種に係る経費については、今後の状況により専決処分にて対応させていただく場合も考えられますので、その際にはご理解のほどよろしくお願いいたします。

土地改良施設管理費3万5千円の追加は、八郎潟保全会を被告とする債務不存在確認請求事件の反訴に係る秋田地方裁判所への予納金でございます。

以上が一般会計補正予算（第8号）の概要でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 村井 剛 一ノ関保健課長から説明があります。

保健課長 一ノ関一人 私から説明いたします。お配りのA4版の資料、新型コロナウイルスワクチン接種準備体制・接種体制及び接種日程についてご説明いたします。

厚生労働省からワクチン接種について、実施主体であります市町村の準備体制や接種体制等について、説明がございました。

これを踏まえ、本町においても早急に対応する必要があり、主な内容をご説明いたします。

一つ目の準備体制についてですが、(1)・(2)はワクチン接種に伴い、全町民個々に対して接種券を配布するための業務委託で、予算成立後迅速に発注する予定でございます。

それから(3)番、町が管理するワクチンを適正管理するための、ディープフリーザーの確保ですが、これについては国で各市町村分を確保することになりました。

マイナス75℃、それからマイナス20℃対応がそれぞれ1台市町村に配備されます。

それから(4)町民へのワクチン接種の周知については3月以降に行います。

それから(5)国からの指示等を受けて、緊急を要することもありますので、その際は先程町長もお願いいたしました、専決処分の対応となりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

それから二つ目の接種体制についてですが、(2)ワクチン接種方式は次の①から③の三パターンを検討しております。

①は指定する医療機関で個別接種する医療機関方式、②は町で仮設診療所を保健センターに設置して接種する集団接種方式、これについて以前新型インフルエンザのときに、集団接種で保健センターでやっている実績がございます。

それから③は①、②の医療機関方式、集団接種方式どちらでも接種出来る併用して接種する方式でございます。

いずれの方式で接種するかは、医療機関等の協力が必要でありますので、今後、関係機関と協議をいたしますが、先週末ですけれども秋田中央保健所から連絡がありまして、保健所男鹿、潟上南秋医師会等と、南秋田郡の4町村で協議することとなっております。

それから(3)ワクチン接種のクーポン券の発送及び接種日程について、①65歳以上の高齢者のクーポン券は3月上旬に発送予定で、ワクチン接種は3月下旬以降の予定としております。

それから基礎疾患のある方や一般町民のクーポン券は、4月中旬から4月下旬の予定で、ワクチン接種は5月中旬以降を予定しております。

それから基礎疾患のある方がこの中で一般町民の方と違って優先となりますけれども、これについてはこの後町の方で協議して、決定したいと思っております。

それからこの接種時期等については、市町村へのワクチンの供給時期や医療機関

の協力体制状況により、日程については変わることがございますのでよろしくお願いしたいと思います。

三つ目、準備・接種体制及び接種日程については、表にまとめておりますのでこれは後でご覧ください。

裏面をご覧ください。四つ目は補正予算措置についてですが、ワクチン接種関連予算については、基本的には全額国庫補助金となります。

(1) から (4) は本補正予算で、提案理由等をご説明いたしましたけれども、補足説明をいたします。(3) のクーポン券発送郵便料は、最初の接種となる65歳以上のクーポン券発送郵便料で、2,570人分となっています。

接種対象者の基準日については、令和4年3月31日現在の年齢となっております。これは国の方から示されております。それから(4) 予防接種委託料の医療従事者等のワクチン接種内訳は、接種委託単価が一人当たり2,070円で168人です。

予算計上に当たっての人数については、国から示された町人口の3%としております。それから(5) は新型コロナワクチン予防接種65歳以上の方の費用ですが前段でもご説明いたしましたが、接種方式を指定する医療機関で個別接種するのか保健センターで集団接種するのか、現段階では決まっていないことや、接種年度については翌年度に繰り下げられることも想定されることから、今後の補正予算額についても不特定要素があります。

見込額が確定次第、補正予算措置となりますので、ご理解いただきたいと思っております。なお、ワクチン接種4については、各市町村で手配しているのが現状ですが、今後の国からの指示に基づいて迅速に対処して参ります。

よろしくお願いいたします。以上でご説明を終わります。

議長 村井 剛 それではこれより、議案第2号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
1番 小柳議員。

1番 小柳 聡 ワクチン接種の基礎疾患がある方がちょっと優先されるということは、まず私も承知してはるんですけども、これ市町村はある程度集団でやって行くものと思っております。この基礎疾患というのは国保以外の方ほどのように把握、ホームページとかもあると思うんですけども、どの位把握出来ているものかというところをお伺いします。

議長 村井 剛 一ノ関保健課長。

保健課長 一ノ関 一人 基礎疾患については様々な基礎疾患となっております。例えば脳梗塞の患者脳梗塞になられた方とかそういう風な方が基礎疾患となります。心臓病等もありますのでその辺の実態については、町の方で詳細まで把握しておりませんので、それについては町民の方から確認した段階で、その接種時期について決定することになるかと思っております。

まだ検討事項ですのではっきりしたところまでは決定してはございません。

1番 小柳 聡 じゃあ町民の方から私こういう基礎疾患がある、というところを直接伝えていただくという形もあるということでしょうか。

保健課長 一ノ関 一人 その確認については正直なところ、プライバシーの関係もございましてこちらの方からその国保のレセプト等確認することは出来ませんので、その辺は基本的には、おそらく本人からの申し出によることとなろうかと思っております。

議長 村井 剛 はい、よろしいでしょうか。他に5番 石井議員。

5番 石井清人 5番 石井です。新型コロナワクチン予防接種委託料のところでは、郵送料も入る訳ですけども、今回の予算書見てクーポン券発送郵便料が出てる訳だけでも、クーポン券発送するとなると、当然あなたはこういう風に接種してくださいというその説明も付けてやらないといけない訳ですね。

クーポン券ただどんと送ったって、どうするのか分からないからそこで私の希望としては、そのこの後医師会と相談するということになるんですけども、私の思いとしては、やっぱり集団接種方式、保健センターでやるというやり方が一番徹底してるんでないかと思っております。

個別受診になったとするとやっぱり、今のインフルエンザと同じでお医者さんに

電話入れて、予約をとっていついつというような受診者の方の手間も掛るし、そういうこともあるし、面倒くさくて行かないということになれば大変だから、私は集団方式が良いと思ひまして、私はそういうやり方で今後接種をしていった方が良いと思ひます。そう思ひます。

それで参考までに聞くんだけど、この後、次の予算の時に説明あると思うけども、小中学生はどうするのかということで、学校で接種するのか集団接種の中に入れるのか、個別に入るのかそこはまず考えがあったら教えてください。

それからこれ全町民なのか、例えば生まれたばかりの乳児・ゼロ歳児、こういう者もやっぱりコロナに罹る危険性があるということで、やるのかどうかですね。

そこら辺も、もし今の予算とちょっと関係ないけども、分かったら教えてください。

保健課長 一ノ関一人 小中学校のコロナの予防接種については、現段階では集団接種方式を検討しております。それで実施する会場については、小中学校では出来ないので保健センターを予定しております。

これについては他の市町村4町村ですけれども、基本的には同じような考え方を持っているようです。

ただし、先程も言いましたけれども医療機関との協力が必要ですので、その辺については後日検討することとなりますので、町としてはあくまでも集団接種方式を希望しております。

それから幼児等についてはまだ国の方から、接種についての指針が出ておりませんので、今後の状況によってどのようになるか決定されると思ひます。

以上でございます。

議長 村井 剛 はい、よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。これにて議案第2号に対する質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第4、議案第2号 令和2年度八郎潟町一般会計補正予算(第8号)について
原案どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第2号は原案どおり可決されました。
今期臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。
これをもって、八郎潟町議会第1回臨時会を閉会いたします。
大変ご苦労様でした。

(閉会 11時 2分)